

○内閣府令第 号
農林水産省

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第三十五条第一項（同法第九十五条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

農林水産大臣 江藤 拓

農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

出 発		出 発	
別紙様式第 3 号 (第 25 条第 1 項関係) (日本産業規格 A 4)		別紙様式第 3 号 (第 25 条第 1 項関係) (日本産業規格 A 4)	
年 月 日 作成 年 月 日 備付 住 所 農 林 中 央 金 庫 代表理事 氏 名 (単位：百万円)		年 月 日 作成 年 月 日 備付 住 所 農 林 中 央 金 庫 代表理事 氏 名 (単位：百万円)	
科 目 金 額		科 目 金 額	
[略] 法人税、住民税及び事業税 国際最低課税額に対する法人税等 [略]		[同左] 法人税、住民税及び事業税 [同左]	
(記載上の注意) [1 ～15 略]		(記載上の注意) [1 ～15 同左]	
別紙様式第 7 号 (第 25 条第 1 項関係) (日本産業規格 A 4)		別紙様式第 7 号 (第 25 条第 1 項関係) (日本産業規格 A 4)	
年 月 日 作成 年 月 日 備付 住 所 農 林 中 央 金 庫 代表理事 氏 名 (単位：百万円)		年 月 日 作成 年 月 日 備付 住 所 農 林 中 央 金 庫 代表理事 氏 名 (単位：百万円)	

科	目	金	額
[略]			
法人税、住民税及び事業税			
国際最低課税額に対する法人税等			
[略]			
(記載上の注意)			
[略]			
科	目	金	額
[同左]			
法人税、住民税及び事業税			
[同左]			
(記載上の注意)			
[同左]			
備考 表中の「」の記載は注記である。			

附 則

この命令は、令和七年三月三十一日から施行する。